

指定工事店指定新規(更新)申請書の添付書類について

(指定工事店) (新規・更新)

	下水道排水設備工事店指定申請書(様式第1号)
(1)	身分証明書 (破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類)
(2)	誓約書(加古川市下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類)
(3)	住民票記載事項証明書又は住民票の写し(マイナンバー記載不要)
(4)	経歴書
(5)	登記事項証明書及び定款の写し(法人の場合)
(6)	加古川市市税確認承諾書(市外の場合、市税の納税証明書又は当該証明書に代わる証明書)
(7)	営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第2号)
(8)	選任責任技術者名簿 (様式第3号) 及び雇用関係を証する書類
(9)	選任する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し(未登録の場合、当該申請と同時に責任技術者新規登録申請書を提出すること)
(10)	所有器材一覧表及び写真(工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類)
(11)	指定給水装置工事事業者登録済届
(12)	納付書兼領収書(登録手数料: 新規25,000円 ・ 更新15,000円) ※指定登録時に必要

備考1. (1)身分証明書は、本籍地で発行するものとする。

2. (3)住民票記載事項証明書は本人の住所・氏名・生年月日について求めるものとし、印鑑登録証明書の提出をもって代えることもできる。
3. (5)登記事項証明書及び定款の写しは、法人の場合、提出が必要となる。
なお、定款の写しは自社で原本証明を行ったものとする。
4. (7)写真については、営業所の全景及び内部が確認できるものを提出する。
5. (8)雇用関係を証する書類とは各種健康保険被保険者証(国民健康保険は除く)、雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書、賃金台帳又は源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書等とする。なお責任技術者は、常に業務に従事し得る状態にあることが必要であり、請負関係にある者、休職者(病気による長期休職者等。)通常の勤務をすることが困難と思われる遠隔地からの勤務者及び非常勤者等は含まないものとする。
6. (9)加古川市上下水道局に既に責任技術者を登録をしている方は責任技術者証の写しを、未登録の方は現在有効な責任技術者試験合格証又は更新講習受講修了証の写しを提出するものとする。
なお、当該申請と同時に責任技術者新規登録申請書を提出するものとする。
7. (10)工事の施工に必要な機械、工具、工事材料等の写真のほか、これらを保管する倉庫や工事車輛の写真も添付する。